

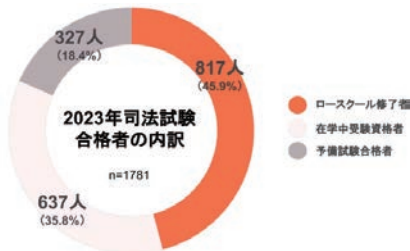
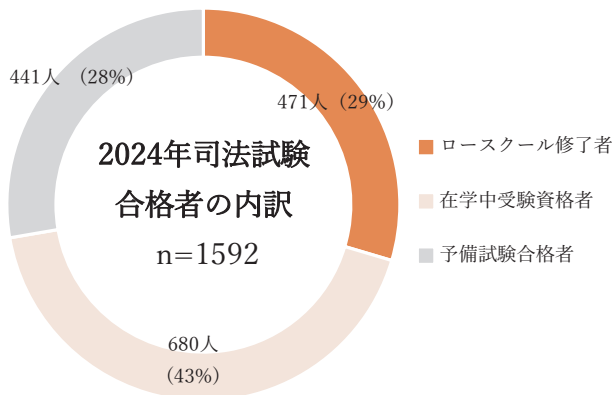
研究ノート

法科大学院プロセス教育重視構想の未達

青 木 浩 子

はじめに

グラフ 1 2024年司法試験合格者の内訳⁽¹⁾



2023年司法試験合格者の内訳 (法務省公表資料をもとに、弁護士ドットコム作成)

(1) グラフ 1 は、「複雑化する司法試験、2023年は在学中受験が3分の1を占める」弁護士ドットコムニュース2023年11月9日 https://www.bengo4.com/c_18/n_16736/掲載のグラフ(左図)に倣って筆者が法務省発表令和6年司法試験結果(https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00236.html)の数値を元に作成したものである。2023年の時点で筆者は、①在学中受験

2024年11月6日の司法試験の結果発表を見て、筆者は「予備校の圧勝だ、『開始後20年、法科大学院構想(本稿ではその趣意を「プロセス教育重視」⁽²⁾として表題に用いた)は失敗だ』と評価されて当然だ」と思った。

いわゆる在学中受験は前年の2023年に開始しているところ、初年度2023年の数字は導入時混乱の影響のため分析に適さないが、翌年2024年度には安定してきていると思われる。その2024年の数値を見ると、予備

者増の分、予備試験合格者数を減らすのではないかと(令和5年度は前年度比で減少)、②在学中受験はリスクも負担も高く、さほど増えないかもしれない(もっとも後注(15))、とみて、結果としてロースクール修了者を合格者数の上で過半としていくのではないかと(そうでないと、あまりにも「予備校育ち」が主流となると)と予想したが誤りであったようである。

[追記] 10年以上前の2012年10月18日のschulzeブログ(旧司法試験合格者で企業内弁護士による法科大学院制度批判ブログ)「伊藤塾が言う、これからのロー進学のスタンダード」<http://blog.livedoor.jp/schulze/archives/2012-10.html?p=2>の予想がほぼ正鵠を得ていたように思う。他にも、法科大学院制度開始当時、高名な先輩が筆者に「予備試験があるなら法科大学院はもたない」とコメントしたように、情勢判断できる人は夙にできていたということであろう(筆者は不敏にして、また開始当時の所属校の好成績もあって、開始後10年間近く確信をもてなかった)。

- (2) 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「第12期の審議のまとめ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」(素案)(令和7年2月)https://www.mext.go.jp/content/20241220-mxt_senmon02-000039072_05.pdf(以下、報告書)の3頁「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連動させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである」(下線は筆者)を参照。公式な要約表現を見出し得なかったので、用例はないがこの語を用いる。なお本報告書は文科省中教審特別部会の第12期審議のまとめという位置づけであり、文科省が主導して作成した法科大学院制度回顧という意味合いを持つ。本報告書を含めた委員会配布資料は文科省サイトのページhttps://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00021.htmから一括入手できる。

校で主要な⁽³⁾教育を受けたと推測される合格者が7割を占めている(グラフ1の、右肩の「ロースクール修了者」を除く部分、つまり「予備試験合格者」+「在学中受験合格者」の部分(71パーセント)。修了者にも予備校で主要な教育を受けてきた者は少なくないと思われるが、修了者の場合、合格までの経緯が様々で、予備校の影響の評価が困難であろうため、本稿では検討から外している)。

数で多数というのみならず、「予備試験ルート」で合格した場合、成績優秀とみなされ就職で優遇されるという⁽⁴⁾(「在学中受験」第一期合格者

(3) 学習の主か従かを問わないのであれば、ほぼ100%が予備校を(模擬試験といった単発的な形に留まらず)利用しているといつてよさそうである。「検察官の出身大学ランキング」伊藤塾2024年12月24日https://www.itojuku.co.jp/shiho_column/articles/kensatsukan-daigaku.htmlでは2024年司法試験合格者1,592人中1,436人(90.2%)。内訳が入門講座698名、講座・答練337名、模試401名)、2023年予備試験合格者479人中431人(90.0%)。内訳が入門講座242名、講座・答練154名、模試35名)が同塾の受講生だという。同塾は最大手ではあるが他にも大型の塾やオンライン特化型の新型の塾がいくつもあるので、重複受講があるとしても、合格者のほとんどが模試等に留まらない利用をしていると考えてよからう(なお本稿を通じて予備校関連情報が伊藤塾サイト上からのものがほとんどとなっているのは、この種情報を体系的に公開しているものとして同校が突出しているほか、最大手校のため情報に偏りがあっても、それ自体が受験界に反映すると考えてである)。

(4) 予備試験についてはいわゆる五大法律事務所のいくつかは採用者過半を予備試験合格者としているという。「予備試験合格者は就職に有利?!」資格スクエアMEDIA2023年9月26日。合格者に占める割合が4分の1内外にある(グラフ1、2参照)ことを考えると、予備試験合格者が選好されていることに疑いはない。任官状況については知り得なかったが、任検については少なくとも最近は人数比より少ない(法務省・第76期検事任官者について(2023年12月18日)https://www.moj.go.jp/jinji/shomu/jinji03_00022.html)。

〔追記〕東大や慶応においては法学部生で成績上位者は予備試験に、それ以外あるいは非法学部生が法科大学院に進む傾向があるものと推察される(ざっくりした数字だが、東大を例に挙げると同法科大学院(入学定員230人)に進学する者は2024年で71人<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/undergraduate/>

の就職状況について報じるものを見出し得ていないが、おおむね同様であろう)。予備校をアルママター(母校)とする法曹が司法界を担っていくわけである⁽⁵⁾。

今後の法曹界の支柱(裁判官、検察官、法律事務所で活躍する弁護士、企業の法務部門を率いる専門家等々)は、予備校で司法試験合格までの主な教育を受けているのであり、法学部や法科大学院は法曹養成制度の「中核を成」してはいない(それゆえ脚注(2)の報告書目的は達成されていない)と筆者は考える。

グラフ1に示される71%の合格者が「(司法試験合格につき)予備校で主要な⁽⁶⁾教育を受けてきた」と筆者が推測する根拠は次のようなものである。

(A)予備試験合格者について。2011年(2016年に新司法試験が導入され、併存していた旧司法試験が消滅したのと同じ年である)に導入された予備試験ルートでの司法試験合格者については、予備校が司法試験準備の主な教育機関であるとしてもあまり異論はないであろう⁽⁷⁾。予備試験では、旧司法試験と同じく、法曹資格の要件を得るにあたって法科大学院や法

wp-content/uploads/sites/16/2024/05/20240517_202403shinrojoyoukyou.pdf)のところ、2023年の予備試験では学部在学学生103名、大学卒業者27名が合格している(自己申告の数値。https://www.mext.go.jp/content/20240227-mxt_senmon02-000033945_4-7.pdf)。

(5) アメリカでもBarBriなどの予備校の利用が司法試験合格にとって(日本人受験者の場合、いわゆる日本人ノートが存在することもあり不要という意見もある(https://note.com/toaru_lawyer/n/n8525b68a3038))が、そのような事情がない場合は試験内容とロースクールでの教育とは大きく異なるので)不可欠に近いと思われる。もっとも米国の司法試験は予備校で2か月特訓すれば上位校学生なら通常は合格する程度の難易度である。

米国ロースクールでの学習(講義に加えリサーチや判例読解、リーガルライティング等の実習)や学歴はそれなりに有益で、就職上も「上位校修了者なら人材として優秀」という推定が成り立つためか、授業料は高額(年1000万円程度と日本のそれとは桁違いである)だが、これも高水準の給与で補われるので入学希望者に事欠かない。このように、日本の予備校・法科大学院の状況と米国のそれとを比較することは困難である。

学部といった教育機関で法学教育を受けることは求められていない⁽⁸⁾。

- (6) 筆者の知る限り、予備校を利用せず法科大学院教育を中心として司法試験に合格することができたのは平成18年新司法試験導入直後の数年ぐらいのことでないか。当時は①予備校が新制度に追いついておらず、また院生は法科大学院からの情報を消化するのに手いっぱい(法科大学院の学習プログラムも予備校通いができないよう、詰め込んだものとなっていた)で、予備校を利用する時間的余裕もなかった、②開始当時は法曹への期待が高く特に能力の高い集団が入学した、といった事情があった。予備校学費も当時は(競争が激化しオンライン利用等での経費減が進んだ)現在よりも高額であったように記憶する(現在でも老舗予備校のほうが高額の傾向がある。参考、「司法試験予備試験講座の料金相場」料金相場.JP <https://context-japan.jp/ryoukin/sihousiken-kouza-470.html> (2024年12月7日))。現在は、大学の学費や生活費の値上がり、インターネット上の情報の出回り等から、予備校費が資格取得に不可欠な費用として心積もりされている場合が少なくないように思われる。

〔追記〕法科大学院学生間への予備校浸透状況に関するデータを本稿で用意できなかったのは筆者の能力不足である(主要予備校での受講状況等が参考となろうか)。筆者が所属した法科大学院では院生の予備校利用が筆者の知る限り盛んではなかった(後注27)。筆者は在籍した千葉大学法科大学院の合格率低下の原因として、かつては法科大学院人気鎮静に加えていわゆるLL7以外の法科大学院への進学控え等を考えたが、他校に比較しての下降率の高さが説明できず千葉特有の要因があると考え直すに至り、予備校利用の相対的な低さがそれだろうかと思下考している)ようだが、他法科大学院では様々な形で利用を黙認・推奨していたようだからである。医師試験のように大学に進学すればまず国家試験に合格でき(低位校でも合格率が8割を上回る)成績もキャリア上重視されない試験であればともかく、司法試験のように合格率がかなり低く、合格後も順位が就職その他で重要な試験では、司法試験に直結しない学習は軽視し、直結する予備校教育に重点を置くのが受験者の行動として自然であろう。

- (7) いわゆるギフテッドが予備校を利用せず(するにしてもテキスト利用やごく短期のオンラインでの利用に留め)自学自習で合格する例はあろう(大学ジャーナルオンライン2024年4月26日<https://univ-journal.jp/column/2024243900/?cn-reloaded=1> (2024年時点では最年少合格者は17歳(予備校オンライン講義を利用)だが、予備試験ルートでは大学卒業要件等が要求されないで、今後10歳といった例も出てくるのでないか))、稀な例外であろう。

なお予備試験合格者の司法試験合格者数は年によって変動はあるものの、合格者数も、全合格者に占める率も、上昇傾向にある(予備試験合格者の司法試験合格率の高さからも、予備試験合格率(令和5年で3.6%(短答式受験者13,372人、最終合格者479人))を更に下げることは(法科大学院出身者に比べて受験機会の付与が厳格に過ぎ)あまりにも不公平であるとして、今後とも予備試験ルートでの司法試験合格者数は大きく減少はしないのではなかろうか)⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

(B)在学中受験者について。

(8) 法務省・令和6年司法試験予備試験に関するQ&A Q3 受験資格等がありますか?—A 受験資格及び受験期間の制限はありません。

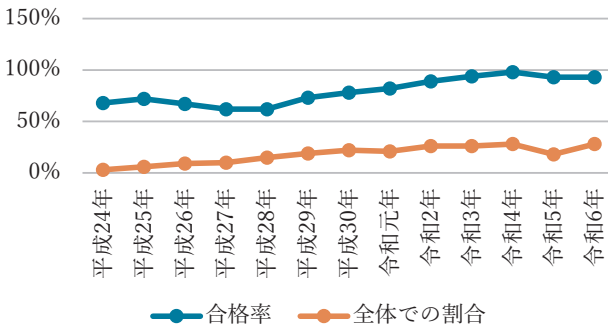
(9) 表1 予備試験ルートでの合格率および司法試験全合格者中に占める割合

年度	全合格者数A	予備試験合格者受験者数B	左の合格者数C	予備試験合格者合格率C/B	合格者中予備試験合格者の率C/A
令和6年	1,592	475	441	93%	28%
令和5年	1,781	353	327	93%	18%
令和4年	1,403	405	395	98%	28%
令和3年	1,421	400	374	94%	26%
令和2年	1,450	423	378	89%	26%
令和元年	1,502	385	315	82%	21%
平成30年	1,525	433	336	78%	22%
平成29年	1,543	400	290	73%	19%
平成28年	1,583	382	235	62%	15%
平成27年	1,850	301	186	62%	10%
平成26年	1,810	244	163	67%	9%
平成25年	2,049	167	120	72%	6%
平成24年	2,102	85	58	68%	3%

ここ5年ほどの司法試験合格率は全体で30%後半から40%前半であるところ、表1にあるように予備試験に合格した者は9割以上合格する状況にある。つまり法科大学院から司法試験を合格する者に比べて司法試験合格能力では明らかに高く、次注の閣議決定にいう「本試験受験の機会において不利」な状態だと見る向きもあろう。
伊藤塾「なぜ予備試験合格者の司法試験合格率は高いのか?その理由について解説」2024年12月25日https://www.itojuku.co.jp/shiho_column/articles/yobishiken-shihoushiken-goukakuritsu.htmlの表に筆者が法務省発表データを追加して加工。

(1)先の(A)予備試験合格者の場合と異なり、こちらは法科大学院に入学していることが前提となるので、予備校が主な教育上の役割を果たしているか否かを判断するには工夫が必要である。しかも開始からまだ2年が経過したに過ぎないというほか、「3 + 2 (法曹コース)」制度⁽¹¹⁾⁽¹²⁾と

(10) グラフ 2 予備試験ルートでの合格率および司法試験全合格者中に占める割合(表1から筆者作成)



規制改革推進のための3か年計画(改訂)(平成20年3月25日閣議決定)https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/gijiroku/08033113/006.htm 15(2)③キ 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう・・・予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的配慮を行う。

- (11) 法曹志望者減少を鑑み法科大学院志願者を増加させるため、法学部と法科大学院とを連携したいわゆる「3 + 2」の5年内での法科大学院修了、司法試験受験を可能とする。連携大学からのみ入学を受け入れるので、学部生流出に悩む中位校以下の法科大学院(「中位校」の例としては適切ではあるまいが中央大学が流出問題に悩んでいるようである。「法科大学院制度が招いた中央大の凋落」Schulzeブログ2022年9月7日<http://blog.livedoor.jp/schulze/archives/52290513.html>。なお同年の50人を底に80人、83人と司法試験合格者数は回復基調にある)は自校学生の囲い込みをとりあえず期待できるかもしれない。

文科省は法曹コース修了者につき①法科大学院定員の2分の1まで、②

混同⁽¹³⁾しやすいといった難しさもある。

修了後1年目までの司法試験合格率が70%以上であること、を最終目標として求めており（「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標(KPI)」https://www.mext.go.jp/content/20241220-mxt_senmon02-000039072_02.pdf）、表2の状況からも中位校以下では②の要件が達成困難なので法曹コースの利用は限られるのではない。

同制度への批判として三澤英嗣「法科大学院制度を占う3つの視点」LI-BRA20号4頁(2020)（①定員や合格率の要件が利用の妨げとなる、②法曹コースの学生とそうでない法科大学院院生とくに純粋未修者とを、クラスを一緒にせざるを得ないが能力差からして無理がある、③単位充足の関係上、実務系科目の扱いが後退する）。また伊藤塾「法曹コースとは？」2024年12月16日https://www.itojuku.co.jp/shiho_column/articles/houkadaigakuin.htmlは、①カリキュラムの短期化により、かえって司法試験対策が不十分となる恐れがある、②「法曹コースの教育が効果的なものであるかはわからない」ことから法曹コースの利用は様子見すべきとする。

(12) 令和5年・6年司法試験受験状況(法科大学院等特別委員会113回・118回資料2-2)によると法曹コースの利用は令和5年の在学中受験資格者1,114人中194名、合格者637名中122名(全在学中受験資格者合格率59.53%のところ65.24%)、令和6年では同1,283名中218名、合格者同680名中143名(同55.19%のところ67.45%)であり、在学中受験の2割程度の規模感である(法科大学院志願者数は令和元年前後が底のようで現在回復中だが(法務省大臣官房司法法制部「我が国における法曹志望者数に関する調査報告書(令和6年8月28日)」5頁)、文科省肝いりの法曹コースよりも法務省の在学中受験のほうが効果的とすれば皮肉である)。

(13) 「法曹コース」は2020年から法科大学院志願者減を懸念して、また「在学中受験」は2023年から法曹志願者減を懸念して開始されたものであり、前者は文科省(学校教育法102条2項)、後者は法務省(司法試験法4条2項)の管轄である。とくに後者は与党の文科法務合同部会で提案され審議会等を開かず異例のスピードで実現されたという指摘がある。城井崇「内閣提出法案の『法科大学在学中の司法試験受験』どこで議論して誰が決めたのか?」(2019年)<https://kiitaka.net/5414/>。

朝日新聞「テミスの審判」連載6回目に紹介（「幻の『東大法学部5年制』60年前の問いが生んだ、二つの波の先に」朝日新聞デジタル2022年3月22日）される東大法学部5年制（一貫制の5年制であるが教養課程が2年あり法律専門教育は3年とされており、法曹コースとはかなり異なる。最上位

表2 令和6年司法試験法科大学院等別合格者数等(合格者数順。赤は最終合格者が50人以上、緑は最終合格者が5人以下)⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

	出願者		受験予定者		受験者		司法試験科目合格に 必要な最低受験者数		最終合格者数		合格率	
	修了者	在学中	修了者	在学中	修了者	在学中	修了者	在学中	修了者	在学中	修了者	在学中
慶應義塾法科大学院	263	115	140	262	115	147	246	103	143	214	82	132
早稲田法科大学院	347	213	134	347	213	134	330	199	131	267	149	118
東京法科大学院	272	139	133	272	139	133	255	127	126	201	83	116
京都法科大学院	227	104	123	227	104	123	217	96	122	172	61	111
中央法科大学院	189	108	81	189	108	81	181	100	81	146	73	75
大阪法科大学院	185	116	69	185	116	69	177	110	67	144	84	60
一橋法科大学院	133	57	76	133	57	76	123	51	72	102	40	62
神戸法科大学院	150	89	61	150	89	61	136	77	59	107	56	51
明治法科大学院	117	70	47	117	70	47	111	65	46	83	47	36
九州法科大学院	112	72	40	111	72	39	107	69	38	79	52	27
名古屋法科大学院	109	61	48	109	61	48	103	56	47	74	37	37
立命館法科大学院	141	108	33	141	108	33	132	100	32	91	64	27
明治法科大学院	118	99	19	118	99	19	115	96	19	68	55	13
東北法科大学院	104	58	26	104	58	26	95	61	34	70	41	29
日本法科大学院	114	81	33	114	81	33	100	74	26	78	56	23
北海道法科大学院	72	45	27	72	45	27	65	40	25	43	23	20
関西法科大学院	74	59	5	74	59	5	70	66	4	51	47	4
筑波法科大学院	67	51	16	67	51	16	62	46	14	41	32	9
上智法科大学院	50	40	10	50	40	10	44	34	10	33	26	7
千葉法科大学院	55	50	5	55	50	5	52	47	5	34	32	2
東京理科大学法科大学院	101	63	38	101	63	38	92	57	38	64	39	25
京都府立法科大学院	44	42	2	44	42	2	41	38	2	35	33	2
大阪府立法科大学院	46	25	15	46	25	15	36	21	15	26	17	6
広島法科大学院	30	31	5	30	31	5	34	29	5	18	15	5
専修法科大学院	37	29	8	37	29	8	33	25	8	26	21	7
法政法科大学院	68	57	11	68	57	11	56	50	8	38	32	6
国政法科大学院	37	19	18	37	19	18	34	18	16	26	13	13
国府法科大学院	39	33	6	39	33	6	29	24	5	20	17	3
岡山法科大学院	26	14	12	26	14	12	25	14	11	16	8	5
岡山県立法科大学院	19	13	4	19	13	4	13	14	4	15	12	3
愛知法科大学院	8	6	2	8	6	2	8	6	2	7	4	2
学習院法科大学院	37	30	7	37	30	7	35	29	7	24	19	5
福岡法科大学院	27	25	2	27	25	2	26	21	2	11	9	2
奈良法科大学院	16	12	4	16	12	4	14	12	4	9	7	3
駒澤法科大学院	24	20	4	24	20	4	32	26	4	16	13	2
徳島県立法科大学院	15	15	0	15	15	0	13	13	0	5	5	0
甲南法科大学院	19	19	0	19	19	0	18	18	0	14	14	0
新徳島法科大学院	9	9	0	9	9	0	8	8	0	7	7	0
近畿法科大学院	5	5	0	5	5	0	5	5	0	3	3	0
立教法科大学院	10	10	0	10	10	0	8	8	0	4	4	0
青山学院法科大学院	5	5	0	5	5	0	5	5	0	3	3	0
西南学院法科大学院	5	5	0	5	5	0	5	5	0	2	2	0
北城法科大学院	4	4	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0
北海学園法科大学院	4	4	0	4	4	0	2	2	0	1	1	0
成蹊法科大学院	2	2	0	2	2	0	1	1	0	1	0	0
大東文化法科大学院	3	3	0	3	3	0	1	1	0	0	0	0
京都産業法科大学院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法科大学院合計	3,550	2,287	1,283	3,548	2,287	1,281	3,304	2,072	1,232	2,486	1,432	1,054
予備校別合格者数	478		478		478		478		441		92	84
計	4,028		4,026		3,779		2,958		1,992		42	13

校が東大型を真摯に導入すれば、予備校に頼らず司法試験合格も可能な、本来の意味での「プロセス教育重視」を実現し得たかもしれない等を参考に、法科大学院不振(前注(2))の報告書15頁に入学定員充足率その他の数値が要約されている)を解消しようとしたのであろうか。

600名台の在学中受験合格者(令和6年については表2の680名)の中には、大学在学中に予備試験に合格したが法科大学院に進学した者が100名以上いると推察される⁽¹⁶⁾。これらの者は法科大学院教育を受けなくても司法試験に合格する見込みがあるとして(A)予備試験合格者に準じてとらえてよからう。

上の者を除く500名台の在学中受験合格者(予備試験合格しておらず、4 + 1.25で司法試験を受験⁽¹⁷⁾する院生が主体とする。脚注(12)も参照)はどの

-
- (14) 前注(2)のページの資料1-3 https://www.mext.go.jp/content/20241220-mxt_senmon02-000039072_1-3.pdfを転載。法務省の司法試験の結果として毎年公表されている大学院別合格者表の配列が機械的な五十音順であるところ審議会配布資料としての加工があることに注目される。
- (15) 在学中受験者のプロフィールだが、全体としては法科大学院からの受験者3,304人中の1,232人なので上位3分の1というイメージだが、上位校群に限ると1,665名中803名と50%近くが受験しており(うち6割程度が合格)、上位校既習者は在学中受験がデフォルト化しているものと推測される。
- (16) 法務省のサイトの「司法試験の結果について」「予備試験の結果について」に登録された結果のうち、(A)「令和元年司法試験予備試験」と「令和2年司法試験受験状況(予備試験合格者)」、(B)「令和5年司法試験予備試験」と「令和6年司法試験受験状況(予備試験合格者)」、とを比較した。(A)と(B)とを比べると在学中受験導入後の(B)のほうが①学部生で予備試験合格したが大学生または無職として予備試験を受ける者は減り、その分、法科大学院に進学しているのでないか((A)では令和元年の法科大学院生の予備試験合格者数と翌年の司法試験合格者数とは各々115、119とほぼ同数であるが、(B)では21,156となっており135もの差がある。この135という差は、学部生として予備試験合格し(例えば東大や慶応での経験・履歴に価値を認めるなどで)法科大学院に入学して司法試験を受験した者が100名程度いることを意味するのではないか)、②法科大学院生で予備試験を受験・合格する者が激減した((A)で1,454、115、(B)で638、21であり、100名程度が予備試験から在学中受験にシフトしていると思われる。これも法科大学院を経由しなくても司法試験に合格可能と思われるが本文中では控除しなかった。[追記] 令和6年度予備試験結果も同様の傾向にある<https://www.moj.go.jp/content/001431841.pdf>。推測される理由として後注(22)、といった違いがある。なお(A)(B)の間では予備試験合格からの最終合格者が378名(1,450名中)と441名(1,592名中)といった相違はある。

程度、予備校教育の影響下にあるのだろうか⁽¹⁸⁾。

在学中受験合格者のほとんど(680名中612名)は表2・3の上位校(523名。以下、表2の赤を上位校、白を中位校、緑を下位校とする。表2の配列は合格者数順であり、合格者数は定員規模に影響されるので上位・中位・下位といった表現は正確ではないが、簡潔明瞭な表現が思いつかないのでこのように表現する。なお緑部分の20校中13校は既に募集停止している)と中位校中の旧帝大等(多い順に名古屋、同志社、立命館、九大、東北大の計89名)に所属しており、これらの大学院で標本調査すれば在学中受験合格者の学

- (17) 法曹コースからの合格者数につき前注(12)にあるように少数派であり、現在の合格者主流は4年で学部を卒業した者と考えられる。1.25としたのは在学中受験だと法科大学院2年目の7月に受験するまで1年3カ月余だからである。
- (18) 最大手予備校によるコラム(伊藤塾「法科大学院に行くな・やめとけは本当か?」(2024年12月25日)https://www.itojuku.co.jp/shiho_column/articles/houkadaigaku-ikuna.html)は、在学中受験であれば法科大学院の不評(時間とコストがかかる割に合格率が低く、合格後の将来も不安)は当たらないとした上で、在学中受験に向けては①大学入学後の早い段階で予備試験の学習を始める(予備試験ルートの合格率は高く、仮に合格しなくてもこの学習により学内成績を上げ、合格率の高い法科大学院に入学しやすくなる)、②法科大学院入学までにひと通りの学習を終えておく(上位法科大学院での就学をスムーズにする)、③司法試験の合格率が高い法科大学院を目指す(合格可能性を上げるため。1年次に憲民刑が配置されているので大学入学直後からのスタートダッシュが重要とする)ことを指南する。以上を大学あるいは法科大学院の講義のみで達成するのは(直近合格者等をメンターとして、受験能力の高い者が市販教材を活用すれば全く不可能ではないとしても)至難であろう。後注(21)の伊藤塾「なぜ予備試験はやめとけと言われるのか?」は、法曹コース導入後も①大学の講義だけで司法試験合格することは至難であり、②多くの受験生は学部生早期の段階から予備試験合格レベルを目指して学習している、という。

伊藤塾で提供される講座は予備試験対策・法科大学院入試対策・司法試験対策講座というように一見複雑だが、予備試験を視野において初心者が4年で司法試験合格するタイプを原型とし、受講者の事情により部分的に選択することも可能ということならば、学部早期からの利用者は予備試験コース利用者と同等程度の利用をしているものと思われる。

習実態が明らかとなろう。筆者にはその便宜がないので傍証によらざるを得ないが、以下の理由から予備校の影響が強いと考える。

傍証の第1として、最上位校(表2の慶応(修了者合格率42%、在学中受験者合格率72%)、東大(同28%、63%)など)ですら、在学中受験者合格率が修了者合格率より歴然と高いということがある。1年3か月余の学習で受験した場合と2年の在学期間終了(+3か月の受験準備期間)後に受験した場合とで大差ある理由として、合格率の低い傾向にある未修者が修了者に多いというほか、受験という目的から外れた学習だと時間をかけても効果が出ないといった事情があらう(さすがに、他の条件が同じなら「慶応や東大の授業を受けるほど、合格率が落ちる」ことはなかろう。前注⑬の①のようなケースもある)。とはいえ1年3か月といった短期間の法科大学院教育が合格の主因となるとは考え難い⁽¹⁹⁾。学部から利用してきた予備校の影響大とみるのが素直と思う。

傍証の第2として、下位校の在学中受験者合格率が高い(表2緑箇所)の最右列にあるように、人数が少ないのであればつきが大きい、概ね30%台)ということがある。この数字は下位校の教育のみでは出せない水準のものであり、予備校教育によるものとみるしかなかろう。予備校を主な学習手段とする者が法科大学院に進学する場合、おおむね合格能力順に位置

(19) 「学部との連携による長期的な教育効果である」等の反論が予想されるが、修了者の成績が(未修者等(未修者は後注⑭で指摘する属性に加え、予備校の利用率や利用期間が学部から既習で進学してくる者に比べて低いのではないか)の影響を考えても)著しく低調であることとの平仄が合わないように思われる(既習者の実態につき前注⑬も参照)。監督官庁や法科大学院協会が調査すればよいことと思う(予備校では「地頭のよい子」が若さの勢いで1年余といった短期間で一定数予備試験合格しているようであり、近い結果を出せる法科大学院上位校がある可能性も絶無ではないだろう)。「追記」 2024年に法曹コースについてであるが57頁にわたる詳細な実態調査がなされている。しかし予備校についての記述は本質にかかわらない一か所(54頁。特別選抜により法科大学院入学のための予備校通学が不要となった)のみであり、調査項目から外されていると思われる。文部科学省・令和6年度法曹コースの実態調査https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_senmon02-000037703_6.pdf。

表3 令和6年大学別合格者等を踏まえた大学グループ別での修了者・
在学中受験者の司法試験合格率⁽²⁰⁾

		修了者	全体	在学中
2024	上位校	30%	47%	65%
	中位校	19%	24%	40%
	下位校	12%	15%	33%
2023	上位校	46%	54%	67%
	中位校	22%	26%	38%
	下位校	10%	13%	44%

しょうから、法科大学院の合格率に相関して在学中受験者の合格率が通減しても不思議ないが、それでも、2024年度では下位校においてすら在学中受験者合格率は上位校修了者合格率を上回っている(表3の太枠セル。30%に対する33%)。

可視化することは難しいが、これまでの上位校の合格率は、隠れ予備

(20) 表2の数値と令和5年度司法試験の結果とを元に筆者が試算。黄色の箇所は前注(1)のKPIの「修了1年内で70%」という目安を(非合格者は前年度と同程度の合格率で二回目受験に合格すると仮定した場合に)満たし得と思われる項(在学中合格率46%以上)である。グループとしての評価なので、個々の法科大学院の結果と完全一致するわけではない(たとえば中位校グループ上位のある大学院が70%要件を満たす可能性は絶無ではない。〔追記〕「女神(テミス)の教室 上・下」(2023)というフジテレビドラマを小説化した本があり、受験指導に長けた教員をスカウトし厳選選抜した学生に集中講義する形で最下位校の合格率を上げるというストーリーを展開しているが、現実には、選抜から漏れた学生が不満から「受験教育している」等、文科省に通報し(筆者はゼミで商法以外の科目を裁判所職員用の本を使って教えていたら通報されたことがある。色々と精神重圧があるのだろう)、認証評価等でストップがかかると思う。法科大学院の実態は院によりかなり異なるであろうとはいえ、全体にNHKドラマ「ジャッジ 島の裁判官奮闘記」(2007-2008)などのリアリティぶりに比べて違和感を感じさせる内容となっているように思う)。

試験組、つまり予備校で予備試験を想定しながら在籍する⁽²¹⁾層に支えられていたところ(前述したように現在でも予備試験に合格してもなお在籍する院生が一定数いると推測される)、制度改正によって(予備試験受験または修了直後⁽²²⁾の受験から)在学中受験へとシフトしたものと思われる(ひき

(21) 予備校コラム(伊藤塾「なぜ予備試験はやめとけと言われるのか?」(2024年12月25日)https://www.itojuku.co.jp/shiho_column/articles/yobishiken-yametoke.html)は、「合格率4%未満という難易度の高い予備試験ルートは避け、5年(加えて留年率が平均して未修は40%、既習は20%以上であり、低位校ではいわゆるストレート修了が3割未満という例も稀でない。参照、同「法科大学院の留年率は意外と高い?」(2024年12月24日))はかかるが法科大学院ルートで確実に司法試験の受験資格を得たいと考える」場合にもなお予備試験受験を前提とした計画を立てるよう助言している。その理由として①上位法科大学院法曹コースに入学しやすくなる(逆に「大学の授業しかしてこなかった場合には、実際は予備試験受験生が多く受験している法科大学院入試で全滅してしまうことも珍しくありません」)、②法科大学院の授業と並行して在学中受験を準備する余裕が出る(「司法試験に合格する多くの学生は、授業とは別に司法試験合格に向けた対策(本稿筆者、自主ゼミや勉強会など)をしているのが実情となります」)等が挙げられている。計画遂行においては受験指導校を利用して正しい方向で勉強を進めるべきである、間違った方向の勉強を続けても予備試験合格レベルの実力どころか法科大学院入試すら合格しないであろう、とする。

(22) 在学中受験導入前は法科大学院修了後でないと法科大学院ルートでの司法試験受験はできなかったで「現役」ではなく1回目受験あるいは修了1年内受験という言い方となるが、上位校では合格者過半がそれ(法科大学院を修了すれば合格するというイメージ)である一方、低位校では1回目ではなかなか合格しない(それまで予備校を使わなかった者もここに至って使うようになるのであれば、上位校のみならず低位校でも合格者は予備校のお世話になるということになりそうである)という実態があった。たとえば令和元年司法試験法科大学院別人員調2-2 <https://www.moj.go.jp/content/001304528.pdf>の数字によれば、ある法科大学院の直近修了者(この場合、平成30年度)がその法科大学院の全合格者に占める割合をグループ別に計算したところ、上位行では61%、中位行40%、下位行(募集停止校を含む)25%が1回目受験で合格している。本文中の記述の繰り返しとなるが、上位校は在学中受験にシフトする素地があった(令和6年で修了者862名对在学中

かえ中位校以下では隠れ予備試験組がほとんどおらず、シフトが起こる土台が薄い⁽²³⁾ため、在学中受験合格者が多く出ないのではない⁽²⁴⁾か。

(3)本稿の主題からやや外れるが、在学中受験の結果は、中下位校の継続可能性を示す意味合いも持つように思う。文科省のKPI(修了1年内での累積合格率70%。今後、上位校および中位校上位の大学院では数値達成のため在学中受験希望者の準備を妨げないよう配意し、積極的に修了見込認定⁽²⁵⁾し、修了認定するであろう)は確かに在学中受験という、(脚注(15)で述べたように上位校ではデフォルト化しつつあるとはいえ)いわばエリートコースを想定しての目標ではあるが、法科大学院立ち上げの時点からいわれていた制度目標でもある⁽²⁴⁾ので、これが達成困難であることは法科大学院として致命的とすらいえる⁽²⁵⁾。

受験者793名というように半分程度は1回目合格あるいはそれ以上の成績があげられると自己評価している。[追記] より端的に言えば、上位校では、司法試験合格という目的達成には、予備試験経由より在学中受験のほうが確実(予備試験合格者は9割以上、在学中受験者は6割程度、司法試験に合格することからすると、予備試験は司法試験に合格するであろう受験者をかなり不合格としており(前注(10)参照)、したがって、予備試験では不合格でも在学中受験で司法試験合格する場合が相当ある)と判断する者が相当数いるところ、中下位校では(予備校模試等で相当の合格見通しを持つ等の事情がなければ)在学中受験に踏み切りにくいのではない⁽²⁴⁾か。

(23) 報告書・前注(2)の11頁以下は①法律基本科目基礎科目30単位と応用科目18単位、選択科目4単位を取得(筆者注、法科大学院では従来3年93単位が基本となっており1年で52単位を新規に取得することは至難だが、法曹コース修了者は基礎科目単位取得済と認められる)、②1年以内に課程修了見込がある、であり、「司法修習生として採用されるためには、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了が要件とされており、『プロセスとしての法曹養成制度の理念は引き続き堅持されている』(かぎ括弧は筆者による)」と続くのには失笑した。

(24) 司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-3.pdf 66頁 (「課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)」とある)。「内閣に設置された審議会であるから文科省や法務省とは無関係」というにはあまりにも基調的な存在であろう。

しかし修了1年以内に70%という課題を達成できそうなのは上位校群のみであり、中位下位校群は在学中受験者によってもそれだけの値には到達しそうもない(表2参照。非合格者は昨年度と同程度の合格率で二回目受験に合格すると仮定した場合、初回合格率として46%が必要となる。数としても令和6年在学中受験者合格者総数680名に対し下位校のそれは13名に過ぎない。なおKPI上、全体(在学中受験+修了者受験)での修了1年内合格率目標は70%よりも低い50ないし55%となっている。とはいえ、表3からは達成できそうなのはやはり上位校群のみである)。起死回生の策として、特に私学では予備校と提携することも考えられようが、龍谷大学法科大学院の先例⁽²⁶⁾からも、文科省から声がかかり二人三脚状態といった条件でもなければ二の足を踏む大学院がほとんどでないか⁽²⁷⁾。

(25) この関係でよく引き合いに出させるのが「累積合格率」という、法科大学院開始以来の合格者総数を入学者総数で除した値である(前注(2)のページ上の資料1-7 法科大学院別司法試験累積合格者数等(累積合格率順))が、制度開始当時の多数高率での合格があった時点での数字を現在のそれと単純に合算するため、実勢よりも高めに出る傾向がある。

(26) 後注(30)参照。

(27) かといって法科大学院での教育が予備校のそれに接近していないわけではなかろう。特に新司法試験合格者による少人数指導では、教師が受けた教育を伝播する形で起案指導等を行うことが可能と思われる。

筆者の在籍した法科大学院の位置づけは上位から中下位に下降しているが、この間、文科指針下で問題ない範囲でのみ起案指導等を行っており、予備校での教育に近い指導は涙ぐましいほど行っていなかった(この姿勢は在学中受験者の少なさ(表2参照)にも表れているように思う)。しかし他法科大学院では受験指導を加速しているところもあったように仄聞する(総務省が2011年に公表したアンケート結果『『法科大学院(法曹養成制度)の評価に対する研究会報告書』に対するご意見の募集結果の概要』(https://www.soumu.go.jp/main_content/000102517.pdf)にもそのような趣旨のコメント(『文科省が予備校を敵視し法科大学院における受験指導を禁止しているため、有効な教育方法がとりにくい』、『司法試験合格率の高い法科大学院では(予備校と連携して)新司法試験受験のための各種講座・答練が(秘密裡に)実施されている』等)が見られる)。

1 目指されていた法科大学院像と実際の推移⁽²⁸⁾

「はじめに」の「(B)在学中受験者について」の検討(在学中受験合格者が上位校に偏在することを確認し、隠れ予備試験組との重なりを指摘し、予備校育ちでなければ合格困難であろうことを修了者合格率との比較から推測した。平行して合格者と予備校との関連の深さにつき推測も含めて確認した)が長引いたが、以下では、現在の法科大学院を、当初理念に照らしながら、どのようにサルベージ(救助・回収・再利用)し得るかを考えてみたい。

折よく2025年中教審報告書「第12期の審議のまとめ ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」(素案)が公表され(脚注⁽²⁾参照)、その3頁から13頁に来歴が記されているので、当初理念がどのように変容してきたかを見てみたい(ただしかなりhalf-truthな文書と思うので、報告書には書かれていないが重要と思われる事実等を脚注で加筆した)。

報告書は概要、2001年(公文書は元号によっているが本稿では可及的に西暦による)内閣司法制度改革審議会意見書で新司法試験合格者3,000人⁽²⁹⁾、かつ司法試験という「点」のみでなく法学教育や司法修習を連携

(28) 全体に朝日新聞の記事が参考となる。ウェブ上は文科省の情報が圧倒的であり、加えて法科大学院、法務省、裁判所の発信があるのに並行して弁護士会等の在野法曹の主張も見られるがまとまりに欠けるところ、同紙は「テミスの審判」シリーズなどで在野法曹寄りの情報を発信しているからである。直近では「法科大学院、乱立と半減 誤算の20年、司法試験合格は期待以下」2025年1月10日朝日新聞朝刊2頁など。

(29) この数字が1,500人まで下落したことが法科大学院行政迷走の主因と考えられるが、3,000人あるいはそれ以上といった主張は外圧(年次改革要望書)や財界が(経済成長を前提として)推していたが長続きはせず、代わって弁護士急増に悩む弁護士会等による合格者数削減が求められ、2015年には内閣・法曹養成制度改革推進会議で法曹人口を当面1,500人程度輩出すべきことが示された。「政府、『法曹養成』改革方針を決定！」旺文社教育情報センター2015年8月3日。<https://eic.obunsha.co.jp/viewpoint/2015/20150801/>これにより当初から多め気味の法科大学院の半分以上が過剰であることが決定的となった。実際、2015年から16年にかけて法科大学院募集停止の

させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべきであり(本稿でいう「プロセス教育重視」。報告書には書かれていないが、以降、予備校教育の排除が強く求められた⁽³⁰⁾)、法科大学院をその中核とすべしと提言されたこと、2003年に省令「専門職大学設置基準」が制定され、行政全体が事前規制から事後評価に移行する中、法科大学院参入を広く認めた⁽³¹⁾結

ピークとなり74校から35校(定員で5,825名から2,197名)と半減以上に調整されている(前注(2)のページ上の参考資料 法科大学院の設置状況(令和6年度))。

- (30) 落美都里「法科大学院の発足」国立国会図書館 調査と情報444号(2004)の1頁には法科大学院導入経緯として「現在の法曹養成制度の特色は、大学の法学部等の教育機関において法律学の教育を受けたことを法曹資格の要件としていないこと」とした上で、それが「受験者の予備校依存・大学軽視の傾向を強め」また難関であることから「司法試験予備校の隆盛によって、「大学離れ」や受験技術偏重の傾向が見られたこと、すぐに正解を知りたがるマニュアル思考に陥る傾向にあること等」が問題とされ、法科大学院制度を設けたとする。

予備校と大学との連携による「形式的な予備校排除と実質的な予備校化」(同9頁)は当初から懸念されており、予備校との連携をはかった龍谷大学はそれを理由に数少ない不認可校とされ(「法科大学院答申―落選校『偏見』だ、龍谷大、『予備校の支援技術面だけ』」日本経済新聞2003年11月22日朝刊39頁)、予備校との提携不可ならそのことを当初から文科は明らかにすべきであったと批判されている(「龍谷大の再挑戦」朝日新聞2003年12月18日夕刊2頁)。

最近は合格者の予備校依存があまりに明白なせいか予備校批判を目にしないが、当時の予備校への法科大学院側からの批判は強烈であったと筆者は記憶する。

- (31) 朝日新聞「テミスの審判」連載10回目(「『法科大学院の数を調整するな』乱立を招いた圧力、見失われた理念」朝日新聞デジタル2022年3月26日によると過剰設立(当初10~15校の想定のところ最終的には74校を認可)は規制緩和を主張する自民党政治家の要求によるものという(ちなみに同連載は11回目をもって不自然に打ち切られており、後注(33)とあわせ、政治の影響があったことが推察されるものの具体的な内容については知り得ない状態にある)。

ただしその後、本文中にあるように法科大学院を整理しようとする動き

果、2004年度には68校が開設され、入学者数も最高5,800人に登ったこと、2009年には入学定員がピーク時の平成19年度の5,825人から4,484人と約2割減となったこと⁽³²⁾を述べる。なお報告書には「予備試験」という言葉が実質的に1回も使われていないが、2011年(司法試験受験は2012年度からとなる)に開始された予備試験⁽³³⁾は、法科大学院制度を考えるに

があったにも拘わらず(そして前注30)の龍谷法科大学院のように基準に合わない法科大学院を閉校に追い込む権能を有するにもかかわらず)法科大学院延命を求めたのは、政治圧力よりはむしろ、文科省と一部(私立は特に、国公立でも自主的に閉鎖決定した例は少なくない)の法科大学院であったと思われる。

(32) 報告書は各大学院の自発的取り組みであるかのように書いているが、実際には上位校も含め一律に2割削減が求められた。「法科大学院定員削減へ、中教審最終報告、東大・京大、10年度に2割」日経朝刊2009年4月18日34頁。一律削減が適当か(上位校はそのままとし下位校を閉鎖すべきでないか)という問題はあるが、文科省なりに法科大学院の入学者に照らして合格者が少ない問題に対応しようとしたのであろう。

(33) 本文中の2001年審議会意見書に照らしても、司法試験受験にあたり法曹養成制度を回避可能とする予備試験は(法学教育を受ける必要はなく、司法修習も旧試験時代より短くなっている)同制度と原理的に相容れず、導入当初は前注28)の記事に趣旨紹介されるよう「家計が苦しく法科大学院に通えない人の救済」として例外的に認めるものと一般に解されていたところ、現在では合格者の4分の1、かつ法科大学院生や大学生が予備試験合格者の7割程度を占めている(<https://www.moj.go.jp/content/001411552.pdf>、<https://www.moj.go.jp/content/001431841.pdf>予備校費や学費を負担できるなら経済的理由は妥当すまい)という状態となっている(なお内閣官房・法曹養成制度改革顧問会議第8回2014年5月23日https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai8/gijiroku.pdf 22頁以下の説明は経験や経済事情等一切問わない方針としており、このほうが現実に近いであろう)。

そもそも予備試験がいかに導入されたかにつき、朝日新聞「テミスの審判」連載9回目(「理念ゆるがす『蟻の一穴』に 法律家になる『一発勝負』が残った背景」朝日新聞デジタル2022年3月25日は、司法制度改革審議会が複数委員から出た例外措置設置の要請(経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいることを理由とする)をうけて与党三党合意で「予備試験に受験資格を設けないこと」とされたことや、高村正彦議員の「予備試験の

あたって欠かせない存在であろう(他省庁の管轄でも制度考察にあたって無視しうるものではあるまい)。

2012年以降は予算配分(公的支援)に競争倍率や合格率、定員充足率といった指標を用い、平成26年度予算において18校の法科大学院を見直し対象とした。2013年には⁽³⁴⁾先の予算配分方法を拡張した加算プログラム(法科大学院を魅力的にするため、基礎額算定(累積合格率・未修者合格率・入学定員充足率・他学部社会人入学状況、を勘案する)の上で「国際化対応」「特色ある先導的教育」「連携連合取り組み」を評価して加算する仕組み)を開始した⁽³⁵⁾。報告書にはないが2017年には従来あった未修者比率3割と

門が狭まらぬよう目配り」といった発言を紹介している(今日の予備試験のありようは旧司法試験の再来というように見られるかもしれない。法科大学院はそこにアドオンする存在か二軍化するか等の予測については意見が分かれよう)。「国に(国家試験を課す以上に)法曹資格に介入させるべきでない」という在野法曹の意向が政治の形をとって投影しているのだろうか。

(34) 報告書には全く書かれていないが、安倍内閣と総務省とが総がかりで法科大学院整理を進めようとしたが文科が応じなかったという経緯がある(「〈法曹増員に総務省が『待った』〉統廃合や定員削減、法科大学院にも言及」日経電子版2012年4月29日(法曹就職難と弁護士質低下とを踏まえた総務省が見直し勧告)、「法科大学院統廃合へ『強制措置』 政府会議提言を了承」日経電子版2013年6月26日(改善しない場合に法的措置の発動を示唆)、「法科大学院の統廃合、強制措置は否定 文科相」日経電子版2013年3月29日。[追記]裁判所も成績不振の法科大学院への教員派遣を停止した。「裁判官・検察官の教員派遣、24法科大学院で停止」日経電子版2015年3月28日)。

(35) 法科大学院公的支援見直し・加算プログラムのサイトhttps://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1366741.htm。合格率と倫理性の維持以上に行政が予算配分権を背景に踏み込むべきことかというそもそもの疑問は置くとして、また基礎額算定上の4項目は妥当であろうが、加算部分については他校との連携やマイノリティ向け施策などを実施すると評価される(直近の審査結果としてhttps://www.mext.go.jp/content/20240322-mxt_senmon02-000034442_1-2.pdf。7頁を見ると配分率が最低の65%から110%に分散している。[追記]平成27年の導入時には下位の私大では配分ゼロといった例もあり同時期の募集停止急増因となっていたが、近時はそのような状況にはない)のだが、おおむね基礎額算定の結果と相関しており、加算による配分率の変動は限られる。

いう要件が廃止された⁽³⁶⁾。2018年には①法曹コースの設置、②在学中受験者の対する受験資格付与、が定められた。

このように20年間を振り返ると、主な転機は、2011年の予備試験導入と、2015年頃の司法試験合格者数が1,500程度を上限とすることの確定(脚注29参照。ひいては大量の閉鎖があった)であり、また法科大学院不人気への対応として2018年改正があり、その効果が出てきたのが昨今というようにみれば、おおよそ5年毎に改革の機運ないし機会があったように思う。

法科大学院制度導入時は司法試験合格者数の帰趨が不明だったこともあり、大量認可を一概に不当とはいえない。旧司法試験に入れ替わり予備試験が始動することを阻止できなかったのも、管轄のずれ・政治力の不足という事情があった。しかし、試験合格者数の見込みが確定するのと合わせ予備試験からの合格者数が例外に留まらない成長を見せてきた

(36) 「法科大学院『未修者3割』目標撤回 文科省方針」日経電子版2017年12月15日。当時、司法試験受験者(2022年が最低)や法科大学院進学者(2018年ごろが最低)の数が急落し、2018年には法曹コースと在学中受験という対策が導入されたわけであるが、未修者3割目標(2003年告示で未修者社会人の占める割合を『3割以上となるように努める』とあるのを削除。3割基準未達であると認証評価や予算配分上、不利益となるので概ね遵守されてきた)の廃止は筆者には衝撃であった。

未修者司法試験受験状況は平成23年の受験者5,429名、合格者881名(いずれも誤植ではない)を頂点に定員2割削減、法科大学院大量閉鎖、法科大学院入学者自体の減少、上の2017年の3割といった試練の上で令和6年までほぼ一貫して減少しており、同年の受験者は1,009名、合格者は168名と、昔日の盛況にはほど遠い状態となっている。コロナ禍中の2021年には「未修者教育の充実について」としてICT活用や補助教員による指導、ガイダンスや学習指導の増加を特別会が提言しているが、十分な効果が上がっているとは言えない。

未修者や社会人(既習の優秀な現役学生は予備校経由で司法試験に合格できるし、その後の成長も柔軟であるので、援助する必要は低い)を法曹に導く役割を明瞭に果たせないならば、法科大学院制度の意義は大きく損なわれると思っていたからである。しかしこの改正につきほとんど議論や意見の見られないまま今日に至っている。

2013年頃の時点で、法科大学院を過剰と判断し、加算プログラムのような微温な策に留まらない介入をしなかったことは認可省として怠慢だと思う(脚注34)に詳説したように、当時の内閣や総務省は法科大学院統廃合を強く求めている)。現実には未修者手当や2018年改正(法曹コース)といった微修正を繰り返しながら、法科大学院という箱物⁽³⁷⁾に院生が在学する体裁は堅持しつつ、教育実質は予備校が担う、今日の「我が国法学教育制度」にたどりついている。1000億円以上かかった箱⁽³⁸⁾にそれほど排除を試みた予備校の影響が充満するという皮肉な図を20年かけて構築してきた文科省と法科大学院とは、何をやってきたのだろうか。

2 現状では何が問題か

(1) 予備校主流で何が問題か？

従来方々でいわれている疑問であるが、実はお隣に実例があることを紹介したい。法科大学院とほぼ同時期に会計大学院制度が導入されているが、法科大学院とはまるで違った展開をたどっているのが興味深い。

会計学の世界でも、会計士試験を目指す学生の予備校だよりということが問題視され、2006年に専門職大学院が導入された⁽³⁹⁾。ところが利用者である学生も、大学側も、試験を行う金融庁も最初から醒めており、当初から設立ラッシュといった事態は起こらず(全部で18校。会計講座が確立した大学は法学部を置く大学よりも少ないかもしれないが、LECや大原学園といった予備校経営の院を入れてなおこの数字である)、導入後しばらくすると入学者が確保できないことから撤退があいつぎ(全部で6校。中

(37) Wikipedia「箱物行政」<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%AE%B1%E7%89%A9%E8%A1%8C%E6%94%BF>は大要、国などの行政機関が行った公共事業のなかには、施設や建造物の整備(設置すること)そのものが目的になり「何にどう利用するか」を十分に検討しないまま事業を進めた結果、施設が有効に活用されないばかりか維持管理の後年度負担が財政に悪影響を及ぼす非効率で無駄な事業となる事例が見られる。このように事業の便益を考慮しない行政手法を批判的に述べた用語で、そのような経緯で建設された施設を箱物と呼ぶとする。

大が撤退したと聞いたときに筆者はさすがと感心した)、学生も時間とコストとがかかる割には(短答式試験の一部が免除される以外の)メリットが定かでない会計専門職大学院への入学は、事情がない限りはしない(従来

(38) 会計検査院の決算検査報告の俎上に載るとわかりやすいが、金額や性質上、対象とはならないと思われる。文教予算の法科大学院への振り分けもその読み方がわからなかった(また加算プログラムの情報は率に留まり交付額は公開されていない)ので、各種の公開された数字からの推測となるが、文科省・概算要求額明細表を関連キーワードで検索しても検出されず、運営費交付金について文科省サイトを検索しても配分状況のあらまししか検出されない。そこで間接的な数字をいくつか擦り合わせてみた。「法科大学院の補助金に差 文科省、実績反映し42校で削減」日経電子版2015年1月17日はいきなり法科大学院への補助金は、国立大運営費交付金と私学助成を合わせて年間約50億円とする。この後、募集停止が続くのでおそらく金額は下がっていく。したがって20年間で1000億円余の税金が支出されたと考えられる(次の記事は2010年度までの法科大学院への国費投入は585億円とする。初期支出が大きかったようである)〔追記〕この数字には授業料は含まれていない。ある年の総新規受験者がそれまでに支払った法科大学院授業料支払総額と予備校に対する支払総額とでは、結論として前者のほうが大きいと推察する)。また「法科大学院、撤退のドミノ 合格率低迷で負の連鎖」日経電子版2012年6月9日は設置基準上、12人以上の教員設置が義務付けられ少人数の法科大学院はそれ自体では(交付金を含めても)赤字であるとする。兼任や非常勤の扱いが難しく、大規模校は全く事情が異なろうが、中堅で教員12名1学年60名(未修既習あわせこの2.5倍の在学数があると仮定)という場合、教員コストが1名1500万円、学費年80万とすれば人件費1.8億円を授業料1.2億円(未修既習でのべ2.5年として計算)ではカバーできず、図書費その他の経費とあわせ1億円の補助があるとする、50校ならば交付金50億円となり、先の記事の数字とおおむね平仄が合う(国立大を想定しての試算であり、公立大や私大はかなり事情が異なろう)。

医療関連支出などに比べればつつましいとはいえ、教育予算は目に見えて機会費用(これをしたから、あれが失われた)が意識され、経済振興効果も期待できず、最終的な不合格者の時間ロスを考えても、少額だから問題ないとはいえない。

(39) 「会計大学院」wikipedia <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BC%9A%E8%A8%88%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2>にある程度まとまった情報があるが、ネット上から得られる情報は限られる。

通り、うまくいけば学部在籍中、悪くとも留年あるいは浪人して、予備校に通いながら、難関とはいえ司法試験よりは易しめの試験に挑戦を続ける)ことから入学者数も低調⁽⁴⁰⁾というように、全体に醒めているようである。

法科大学院と会計大学院との温度差の理由は複数あろうが、一つの理由として、会計士試験合格までの教育は予備校で十分(大切なのは合格してからの実地訓練)という割り切りが強いということがあるのではないか。会計業界では会計基準も民間が非権威主義的に制定する等、政府の介入を考えない世界的・歴史的な傾向も与っているのかもしれない。こういった背景相違もあるので、「会計では『点』の教育で足りているから法学でも可能なはず」とまでいうのは早計であろうが、「プロセス教育(筆者、導入当初の教育理念にはさまざまに優れた点があったことは否定できない)でなければならない」という無意識の思い込みをほぐす役には立とう。

(2) 法科大学院をどうするか

会計大学院のゆるいあり様に照らしても、可能性は一つではあるまい。①放置・②折衷・③全廃というように両極端とその間とについて考えてみると、まず①の放置つまり競争原理により中下位校の法科大学院が持ちこたえられずに撤退するのを待つというものであるが、弊害も少なくない⁽⁴¹⁾。その真逆である③全廃、つまり点(司法試験)だけに戻し、学部や院での法学教育を法曹教育に連動させることは求めない方向は、年配者にはいまだに記憶に残る法科大学院導入前の状態であり、それへの回帰(しかも新司法試験が旧司法試験の暗記問題に比べれば実務に近いという意味で改善しているという、(法務省だけで実現できたではあろうが)余禄つき)ということで案外に支持者は多いかも知れないと思う一方、20

(40) 入学状況に関するデータを見出し得なかったが、いくつかの院の入学定員を見ると早稲田が100、LECが60、関西学院が55、というように、仮に全校が定員充足しても会計士試験合格者数(会計士試験合格者数は年(社会需要)によって変動が大きいものの、最近では司法試験とほぼ同数の1,500人程度の状態が続いている)の半分にもならないと思われる。これらの大学院は、会計士試験教育もだが、研究やリカレント教育等、広い方面の教育・研究に携わるようである。

年間にわたり改革理念を唱えてきたので今更戻れないという向きもあるかもしれない。そこで②折衷的な方向につき更に敷衍してみたい。

3 当初の目的を部分的にでも達成するには

予備校ではやり難い⁽⁴²⁾教育をめざすことが端的な方向であろう。予備

(41) なぜ競争原理下での多産多死が好ましくないか(競争原理下の自己責任と割り切り難いか)。心情的な理由と財政的な理由とがとりあえず考えられよう。心情的理由として例えば西川治「法科大学院とは何だったのか」(神奈川総合法律事務所だより2021年8月号<https://kanasou-law.com/202108nishikawa/>すでに募集停止している中堅国立法科大学院第一期修了者18名中3名しか最終的にも合格しなかったこと、にもかかわらず同大学院は合格可能性に目をつむって合格者を集め続けたことを紹介の上、最終的に「自らの法科大学院の存続のために罪なき受験生の人生を狂わせる権利はどの法科大学院にも存在しない」とする退学理由書を提出の上で退学、予備試験ルートで法曹となった経緯を述べる)。筆者心情もこれに近く、予備試験に合格した学部生すら「司法試験に合格しなかった先輩たちはどうなっているか、先生はご存じですか」(参考資料12 法科大学院修了生の進路https://www.mext.go.jp/content/20241220-mxt_senmon02-000039072_012.pdfを見ると、5年前までは司法試験受験勉強を継続という項目で追跡されるがそれ以前についてはほとんどが「不明」となる。逆転ホームランとでもいうべき成功例をいくつか知らないでもないが、数は少ない)と不安そうに聞いてくる等、学生ストレスの高さを日常的に感じ、この点でも持続が難しいように感じた。財政的理由については前注(38)参照。

(42) ①の社会人・未修者教育もリカレント教育も実は予備校のほうが巧みかもしれない。「伊藤塾塾長、司法の未来を危惧 形骸化したロースクールに物申したいこと」(2024年2月11日)https://www.bengo4.com/c_18/n_17182/(法科大学院は、受験資格と切り離し、リカレント教育や地域における法教育などに活路を見出すべきとする)は社会人・未修者教育も一層の教育を進めようとしている。筆者は社会人・未修者教育は法科大学院でのテコ入れと司法試験条件の緩和といった施策が有効と考えているが、予備校で正面から対応するならそれで充分かもしれない(いわゆるダブルディグリー(医者かつ弁護士といった多重資格者)の活躍がさほど見聞されないことも、社会人・未修者合格を増やさねばならないという考えを反省させよう)。

校がすでに7割(予備試験組・在学中受験者)の合格者につき司法試験合格までの主な教育を担っている(残りの3割(修了者)も大方はそうであろう)という本稿の見立てが正しいとすれば、法科大学院はどこに存在意義を求められようか。法科大学院制度導入初期における予備校批判や予備試験ルート合格者が合格者の3割弱を占める現状からも、予備校や予備試験を消滅させる方向は現実的ではあるまい。筆者は3つほど活路があると思う。

① 他学部出身(いわゆる純粋未修)・社会人教育に重点を置くこと

脚注36)の付された本文にあるように、2017年には社会人・未修者の入学を3割程度維持する根拠が削除され、社会人・未修者の司法試験合格者数の低下が続いており、かつての年1,000人に迫る状況から100人程度に低落している。たしかに社会人・未修者の合格率の引き上げは困難⁽⁴³⁾だが、司法改革の一環として法曹教育を国主体で行うときに放棄すべき事項ではないであろう。むしろ司法試験科目の一部免除や学費優遇といった施策を伴ってでも合格させることで法科大学院の存続意義を示しうるのではないか。

(43) 社会人・未修者が既習の若い学生と一緒に同じ学習につけば、むしろ個人差はあろうが、一般には中高年者が自動車教習所やピアノ教室等で苦戦するのと同様、反射的能力の低下等による不利は避けられまい。また自我が強くなっており、司法試験合格に不可欠な事項でも嫌いなことは避けやすくなろう(一般に択一よりも論文で苦戦するようである。ブログ・司法試験法科大学院情報「平成30年予備試験口述試験(最終)結果について(3)」2018年11月13日<http://studyweb5.seesaa.net/article/462698455.html> 参照)。

そのような社会人・未修者の弱みを合理的(機械的努力のみで解消しようとしない)に解消しつつ、強み(読解力や動機づけ、身心管理といった点では若い層に勝るように思う)を引き出すようにすれば、結果として現状よりも合格しやすくなるのでないか。これらのノウハウは法曹OBに対するリカレント教育(法科大学等特別委員会でも第117回(2024年10月25日)にリカレント教育実例を紹介している)にも流用可能であろう。

② 実務家教員として派遣裁判官・検察官による教育を充実すること (かつての司法修習の復活)

法科大学院数が持続可能な水準に落ち着く(KPI目標である7割合格を元に、表2の上位校周辺に絞られた状態(当初想定の10校内外に近い)を筆者はイメージしている)ことが前提とはなるが、派遣裁判官・検察官による実務教育⁽⁴⁴⁾を更に充実する方向が考えられる。

以上の①社会人・未修者教育の開発、②裁判官・検察官による実務教育増進、については既に指摘がある⁽⁴⁵⁾。実現可能性についても、法曹コースのようなウルトラCを短期間に実行できたことに照らすと、できないとして挙げられる理由はやりたくない言い訳としか響くまい。最後に、これらとは異なり、しかも行政介入(上の①は文科省、②は裁判所の関与が不可欠である)を要しない意義を1点指摘したい。

③ 法科大学院で基本書を作成・使用すること

端的に言えば、会社法の分野でならば神田秀樹・会社法や江頭憲治郎・株式会社法といった、立法・司法の上位での活動に参画する機会を持ち、研究者としても一流の能力を持つ学者が基本書を執筆し(出版事情からも乱立の必要はなく、最低限の競争上2種内外あれば十分であろう)、

(44) 「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」にもとづく裁判官・検察官派遣であるが、筆者の仄聞したところ、実際の形での要件事実教育や起案指導が展開され、技術習得上はもちろん、判例や基本書読解力を向上させる等、限られた指導時間から絶大な学習成果を上げているという印象を受けた(研修所教官の経験もありエースとでもいうべき裁判官であったから、なおさら印象深かったのかもしれない)。前注34の派遣停止がどの程度か、また上位校には現在どの程度派遣されているか(ウェブ上の非常勤講師情報等から割り出すことはできなかった)を知り得ていないが、法科大学院の数を絞れば全法科大学院での実施・充実が可能なのではなからうか。実務教育であれば司法試験やその後の研修・実務にも直結的に役立つとして、在学中受験後はもちろん、その前ですら、院生の余裕の度合いにもよろうが、熱意をもって聴講されるのではなからうか。

(45) 前注(11)の三澤など。

法科大学院で使用するということである。

予備校では試験合格に向けたテキストを学部生を念頭において作成・使用し、わかりやすさの点では勝るが上の趣旨には即していない。利用者である学生についても、学部段階で基本書を読解する能力は、昔はともかく今日では期待できない。

基本書は当該分野の歴史と伝統とを正確かつコンパクトに折り込むもので、情報の増加・高度化に対応する方法として優れている。専門家間のコンセンサスが成立しやすくなるからである。官製法学として警戒する向きもあろうが、それ以上に現在の情報処理の困難さとそれによる混乱とは深刻な問題となっているように筆者は思う(イデオロギー的な押し付けが心配ならば、下四法のような技術性の高いものに限ってもよからう。ちなみに米国ではモノグラフ等を除けば従来からこのような書物は限られる一方、ドイツでは日本以上に基本書やコメンタールが充実している)。それだけに、基本書の伝統が、維持する条件が残った最後の場である法科大学院で残ることを願っている。

おわりに

筆者は、予備校が司法試験合格に向けての主な教育機関となることが必ずしも問題とは思わない(公認会計士試験はむしろそうであるし、旧司法試験自体の実態もそれに近い)。若い学生が試験勉強に消耗せず、早く実体験を積むのはよいこと⁽⁴⁶⁾とも思っている。しかし法科大学院の当初理念には汲むべきものもあるところ、文科省特別委員会の報告書に記された内容⁽⁴⁷⁾は、法科大学院の外枠を維持するに留まり、社会人・未修者が激減しているとか、法科大学院の存在意義が明確となる機能(司法修習に相当する実務教育等)が十全でないといった実際の問題に対応する姿勢にあるとは思えないものである⁽⁴⁸⁾。

(46) いわゆる官製教育に陥り反発を買うおそれはあるが、米国のように、生涯法律学習CLE(continuing legal education)を法曹登録要件とするとか、あるいは社会人大学院の形で教育・研究するといった制度設計も可能と思う。

(47) 前注(2)の報告書の特に13-14頁。

法科大学院構想が政治的な事情(法科大学院数の過剰認定・司法試験合格者数が当初想定より低かったこと・予備試験が導入され想定以上に利用されたこと)に翻弄されたことは教育監督官庁としての文科省が非力であり、理念はよかったが達成する力がなかっただけというのかもしれない。しかし能力が不足なら、たとえば消費者庁のように裁量権をもたない行政に徹するべきであり、遂行できないのにできるかのような企画立案の上で予算配分権を背景に対象教育機関を展望もなく消耗させることは監督官庁のあり方として正しくないと思う。

各法科大学院に対しては重箱の隅をつつくような第三者認証評価を5年毎に実施させているところ、審議会特別委員会の実質1回の審議⁽⁴⁹⁾を経た事務方準備の報告書で20年間にわたる法科大学院行政の評価を済ませ、「様々な改革に取り組ん(だ)・・・結果、各法科大学院においては、教育内容等の改善・充実に向けた取組を着実に進め、成果を挙げてきている(報告書28頁)」、「法科大学院教育による成果は・・・法曹関係者、法律事務所・企業等からも評価されてきている(報告書14頁)」等とポジティブに総括(さすがに「一定の成功を収めた」とまではしておらず、本稿表題のように未達を前提としての進行形の表現である)できるのであれば、いくばくかの時間が経てばまた同様の行政を繰り返すであろう。そのような懸念から、客観的事実の羅列から踏み出した分析・評価を記したものである⁽⁵⁰⁾。

(48) 社会人・未修者問題については報告書中17か所ある記載のほとんどは遠隔教育利用をいうものであり、脚注36の付された本文中の3割要件の廃止の影響はおろか事実自体が記載されていない。20年にわたるツケを担当する現在の担当は優秀(法曹コース+在学中受験制度という苦肉の策も当事者としてベターは考え難い)かつ気の毒な立ち位置とは思いますが、これで「法科大学院制度は所期の目的を達成した」という評価を導こうとするのはさすがに無理があろう。本稿の①社会人等への対応、②実務教育の強化、の一部でも実現すれば「初期の目的は法曹需要が予想ほど高くなかったため完全には達成しえなかったが、また、教育を予備校が担う実態は変わっていないが、制度改革の所期の重要な目的の一部を達成できた」という評価はできるように思う。

[謝辞] 本稿作成にあたっては匿名希望の方々の貴重な情報・ご意見を賜った。記述の誤り、意見の不適切は筆者の責任である。

(49) 前注(2)のページから得られる第118回(2024年12月20日)議事録https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/gijiroku/1415416_00031.htm).

一人1回3分までで報告書内容につき順に発言する様式で、在学中受験者と修了者との合格率差異を訝しむ発言に対しては「短期で集中学習した効果ではないか」という方向でまとめられている。短期ほど効果があがるなら在学期間零にしてはどうだろうか。

[追記] 2025年3月時点で法科大学院20年の総括特集として任意大学協会IDE発行による民主教育協会誌IDE「法科大学院の20年—法曹養成と法学部教育—」<https://www.ide-web.net/all-year/%e6%b3%95%e7%a7%91%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e9%99%a2%e3%81%ae20%e5%b9%b4-%e2%80%95%e6%b3%95%e6%9b%b9%e9%a4%8a%e6%88%90%e3%81%a8%e6%b3%95%e5%ad%a6%e9%83%a8%e6%95%99%e8%82%b2%e2%80%95/> (2024年11月)がある。

(50) 筆者は教育組織上の所属を千葉大学の法科大学院から法政経学部へ異動しており、2021年以来、教務・学務ともに同大法科大学院と関係していない。本稿の記述の誤り、意見の不適切は筆者個人の責任にかかるものである。また本稿は公開資料からの推測を主としており、思い違いしている可能性は高い。学生・院生を中心とする関係各位のご指摘をいただければ幸いである。